平成２３年（フ）第７１２号
名古屋市昭和区広路本町２丁目２番地　ジョイフル御器所208号
債務者　岩本　　満
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６１号
名古屋市緑区鳥澄３丁目1307番地　ハイム鳥澄202号
債務者　貞永　誠治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７３号
名古屋市南区観音町４丁目38番地　マイプレイス観音303号
債務者　宮中富士雄
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８９号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚1483番地の１　宮田荘５棟302号
債務者　岡田　好子（旧姓田嶋）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
滋賀県米原市池下1109番地12
債務者　今村　美帆
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
岡山県倉敷市中央１丁目５番13号サクラステイパートⅡ501号室
債務者　桜庭　敏晃（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
岡山県笠岡市園井341番地３
債務者　石田加奈子（旧姓萬木）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市西阿知町西原1052番地１
債務者　川崎　俊昭
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市四十瀬391番地２　ニューシティー山崎102
債務者　海津　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
北海道千歳市新富１丁目３番３―202号
債務者　及川　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７号
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目１番13号カネタハウスG102号
債務者　脇田早百合（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８６号
札幌市手稲区稲穂３条１丁目１番21号　アトランティスA―101号
債務者　岩谷　佳子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９０４号
札幌市西区発寒11条４丁目15番28号　ルーブル11．４―C５号
債務者　宮崎絵理奈
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
北海道稚内市緑５丁目８番２号
債務者　本間　理砂
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第８号
北海道稚内市栄２丁目８番15号
債務者　齋藤ひづる
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１１６号
群馬県前橋市下小出町３丁目７番地12
債務者　関根　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１３１号
群馬県前橋市江田町291番地１　小野里マンション104号
債務者　塚越　和子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
前橋地方裁判所